

外環事業計画(青梅街道インターが出来れば開削部分)部分の建物建設について

P I協議員 杉並 土肥 紀久

私共の隣接地で 事業計画地域に含まれていて かつ 青梅街道インターチェンジが出来るとすれば 開削部分にかかる土地(現在はさら地)に 2階建の建物を建てるとのこと。ここ以外にも 善福寺2丁目で建て売り住宅が 何ヵ月か前に完成し 入居しているが(開削部ギリギリか少し外れているかという所)このような土地の建築には何も制限が無いのか。(隣を購入した不動産さんは 杉並区からは何の制限もきかされていないとのこと)

もし インターチェンジが出来るとすれば 建物に対する補償などはどうするのか。常識的に考えれば 計画があることを話すべきだと考えるし インター、大深度等の見通しがつく迄 ペンディングにするとかすべきだと思う。

どのように考え 対応されているのか お聞きしたい。